

東京都行政書士会立川支部慶弔規程

(適用限定)

第 1 条 東京都行政書士会立川支部（以下「本支部」という。）の慶弔に関する取扱いは、この規程の定めるところによる。

(慶 祝)

第 2 条 支部会員が本支部以外から表彰を受けまたは特別な荣誉に浴したときは、祝意を表し金品を贈ることができる。

2 支部会員が、古希、喜寿、傘寿または米寿に達したときは、長寿を祝し記念品を贈ることができる。

3 支部会員が、婚姻を届け出たときは、祝意を表し金品等を贈ることができる。

(弔 意)

第 3 条 支部会員または支部会員の配偶者が死亡したときは、供花及び香典 2 万円を贈る。

2 支部会員の父母が死亡したときは、香典 1 万円または供花を贈る。

3 支部会員が死亡したときは、支部長または支部長代理が参葬し、その他の者が死亡したときは、事情により役員が参葬する。

4 本支部に特に功労があった者が死亡したときは、支部役員会の議を経て本支部の支部葬とすることができる。

(支部会員に対する見舞金)

第 4 条 本支部に特に功労のあった者の傷病または罹災に対する見舞金等は、事情を勘案して支部長がこれを定める。

(その他の見舞金)

第 5 条 本支部と密接な関係を有する者の死亡、傷病及び罹災に対する香典または見舞金等は、支部長がこれを定める。

附 則 この規程は平成 16 年 2 月 1 日から実施する。

附 則 この規程は平成 20 年 4 月 19 日から実施する。